

## 警告

この収集場所は、マナーが悪いため、大変汚れています。  
自治会の住民として、最低限のマナーは守って下さい。  
決められた曜日・時間 方法でごみを排出しない場合は、  
この収集場所を廃止します。

# ごみはルールを守って 出しましょう

皆さんの地域では、ごみの出し方のルールが守られていますか。

自治会の役員の皆さんやごみ当番の皆さんは、連日ごみとたたかっています。

決められたルールを守らない一部の人の行為が、多くの人に迷惑を掛けています。

住みやすくきれいなまちを保つため、もう一度ごみの出し方について確認してください。

☎環境衛生課環境保全係 ☎44-3115



## ごみはルールを守って出しましょう

### 燃やせるごみ

- (1) 種類  
生ごみ、紙ごみ、布製品、草、木くずなど

#### (2) 出し方

自治会ごとに回収曜日と回収場所が決められています(週2回)。

市の指定袋に入れて、自治会ごとに決められた

曜日の午前8時30分

(旧浅羽町地域は午前8時)までに、回収場所へ出してください。

#### (3) 出す時のルール

- ・前日に出さないようにしましょう。
- ・生ごみは水分をよく切ってください。
- ・ペットボトルや空き缶、トレイ、プラスチック製品などの燃やせないごみは、絶対に入れないでください。

指定袋に入らないごみを処分する場合

直接クリーンセンターへ搬入してください。

#### 【クリーンセンター】

受付時間 月～金曜日…

午前9時～午後4時30分

分 土曜日…午前9時～

午後5時(祝日・年末年始は除く)

場所 袋井市豊沢1057-1

手数料 100Kg未満…1Kg当たり5・25円

100Kg以上…1Kg当たり10・5円

① クリーンセンター ☎ 428510



### 燃やせないごみ

- (1) 種類

缶類、金属類、金属複合ごみ、革製品・その他プラスチック・スポンジ等、がれき類、ビデオ・カセットテープ、乾電池、蛍光管、ビン類、容器包装プラスチック類、白色トレイ、ペットボトル  
旧浅羽町地域では、「金属類、金属複合ごみ」「金属・小型電化製品」「革製品・その他プラスチック・スポンジ等」を「破砕ごみ」と呼んでいます。

#### (2) 出し方

自治会ごとに回収日と

回収場所が決められています(月2回)。その日の午前8時までに回収場所に出してください。

前日に回収している自治会もありますので、自治会の役員の方にお問い合わせください。

(3) 出す時のルール

- ・持ち込んだごみを回収場所、分別してコンテナ・かごに入れてください。あらかじめ家庭で分別してから回収場所に持って行きましょう。
- ・スプレー缶・ガス缶は、爆発のおそれがあるので必ず穴を開けてください。
- ・缶、ビン、ペットボトル、チューブに入った調味料やライターなどは、中身を使い切ってから出してください。



### ごみの不法投棄はいけません!

ごみの不法投棄をすると、法律により5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金または、この併科が科せられます。

ごみの不法投棄について、正当な理由がなく原状回復命令に従わない場合、市では氏名や住所、その内容について公表する場合があります。



### 市で処分できないごみ

多量の燃やせないごみを自ら処分する場合  
市で発行する確認書が必要となります。確認書を受領後、ごみ処理施設へ搬入してください。  
受付場所 市役所2階環境衛生課環境保全係または、支所1階市民サービス課窓口係  
受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後3時30分(土・日曜日、祝日は除く)  
ごみ処理施設への搬入は、午前9時～午後4時10分  
手数料 搬入する車両の最大積載量により手数料が異なります(軽トラックの場合1台当たり1,100円)。

タイヤ、バイク、自動車部品、消火器、農業の空きビン、バッテリー、農業や工業の事業活動で発生したもの、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンなどは、商品を購入した店または、環境衛生課環境保全係に処分方法をお問い合わせください。